

# 香川県建築行政マネジメント計画 (第3期)



令和2年7月

香川県

## 目 次

<b>I 香川県建築行政マネジメント計画について</b> . . . . .	1
1 計画の趣旨	
2 計画の実施期間	
3 計画の対象範囲	
4 計画の公表	
5 目標達成状況の把握と公表	
6 取組みの見直しと継続的改善	
<b>II 具体的目標と施策</b>	
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 . . . . .	3
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2) 中間検査・完了検査の徹底	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 . . . . .	9
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3 違反建築物対策等の徹底 . . . . .	11
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 . . . . .	13
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	
(2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	
(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	
5 事故・災害時の対応 . . . . .	16
(1) 事故対応	
(2) 災害対応	
6 消費者への対応 . . . . .	18
7 執行業務体制の整備 . . . . .	19
(1) 内部組織の執行体制	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	
(3) データベースの整備・活用	
<b>III 香川県建築行政マネジメント計画推進協議会</b> . . . . .	22

### I-1 計画の趣旨

本県においては、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成 22 年 5 月 17 日付国住指第 655 号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「香川県建築行政マネジメント計画」を策定し、また、平成 27 年 2 月には、国の指針が改定（「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 20 日付国住指第 4428 号））され、それに基づき同計画（第 2 期）を策定し、各種施策に取り組んできたところである。

この間、建築行政の分野においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）や建築士法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 93 号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされている。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、令和 2 年 2 月に国の指針が改定（「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（令和 2 年 2 月 5 日付国住指第 3643 号）（以下「国の改定指針」という。））され、建築行政マネジメント計画策定指針は従来の内容に加え、新たな制度改正の内容や、近年発生した共同住宅に係る界壁、外壁及び天井の法定仕様への不適合事案等の違反建築物への対応などを反映したものになっている。

建築行政には引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められており、特定行政庁である県及び高松市が中心となって、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携して、建築行政マネジメント計画において目標・目標値を設定するとともに、講ずる施策を明確にし、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証することが必要である。

このため、国の改定指針を参考に、新たに「香川県建築行政マネジメント計画（第 3 期）（以下「マネジメント計画」という。）」を策定し、引き続きマネジメント計画に基づく取組みを進めることとする。

### I-2 計画の実施期間

マネジメント計画の計画期間は、中長期的な目標を提示する観点から、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。

### I-3 計画の対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

### I-4 計画の公表

県はマネジメント計画を策定した後、目標を掲げ、その達成を確実なものとするために、庁内はもとより関係団体や県民に広く計画を公表し、理解と協力を求めることが必要である。

### I-5 目標達成状況の把握と公表

目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、必要に応じて当該目標達成状況を公表することとする。

### I-6 取組みの見直しと継続的改善

目標達成状況を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて本県の実情を踏まえたマネジメント計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図るものとする。

## II - 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

## II - 1 - (1)

## 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

## ○主旨等

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。特に建築確認審査の迅速化については、特定行政庁・指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について短縮を目指す。

## ○目標

- ・適確な審査の徹底

## ○施策

## 【県が実施する事項】

## &lt;設計者、申請者に対する取組み&gt;

- 1 確認手続の一層の円滑化を図るため、申請書作成要領や記載例、設計者自らチェックできる法令チェックリストを適宜更新し、ホームページにて公開する。  
特に、個人住宅等の小規模建築物については、建築基準法第6条の4の規定により確認の特例が適用され、審査に要する図書や図書に明示すべき事項も省略でき、手続の円滑化が図られているが、それでもなお、申請書や設計図書への記入不備が見受けられることから、引き続き、定型化された申請書作成例や自主チェックリストを公開し、適宜更新する。
- 2 建築士に対して、講習会の開催やホームページ及び建築関係団体の会報誌での周知等により、建築基準法及び関係法令等に関する最新情報を提供し、その理解を深めてもらうことで、建築確認手続の円滑化を図る。

## &lt;関係機関に対する取組み&gt;

- 3 県内を業務区域とする指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しては、適正な確認検査業務が図られるように、必要な情報提供や指導・助言を行う。
- 4 (一社)香川県建築士会及び(一社)香川県建築士事務所協会に対しては、建築士法第22条の4第5項及び第27条の2第3項に規定する業務を円滑に実施でき

るように、必要な情報を提供するとともに、その活動を支援する。

<自ら実施する取組み>

- 5 迅速かつ適確な審査を行うために、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）に対応したチェックリストを積極的に活用する。
- 6 香川県建築行政マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）や香川県建築行政連絡会議（以下「行政連絡会議」という。）等を通じて建築基準法及び関係法令等の運用に関する問題点と対応方策について情報交換や協議・検討を行う。
- 7 建築基準法及び関係法令等の改正に適切に対応するため、職員の各種研修会への積極的な参加や定期的な内部研修等を実施し、知識の習得や審査技術の向上を図る。また、業務量に見合う適切な人員配置等ができるように、審査・検査体制の整備に努める。
- 8 「香川県建築物安全安心データベースシステム」（以下「システム」という。）を活用して、定型化が可能な事務処理の自動化や審査状況の一元管理等の事務の効率化を図り、更なる審査期間の短縮を図る。
- 9 引き続き、内規の整理や行政連絡会議での議題検討結果のデータベース化を行い、情報の共有化により、建築基準法及び関係法令等の統一的な運用を図る。

### ○主旨等

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

### ○目標

完了検査は、建築基準法及び関係法令等への適合性や安全確保のため、最も効果的な方策であること、また第2期計画期間における各年度の完了検査率の平均が約93%であったことを踏まえ、計画期間における完了検査率の目標を95%とする。

#### ※完了検査率の定義

(当該年度における完了検査率)

$$= (\text{同年度の検査済証交付件数}) / (\text{同年度の確認済証交付件数})$$

なお、確認済証交付件数、検査済証交付件数については、高松市を除く県内全域の建築物、建築設備、工作物全てを対象とし、計画通知や指定確認検査機関分も含むものとする。ただし、用途変更及び計画変更に係るものは除く。

### ○施策

#### 【県が実施する事項】

- 1 中間検査や完了検査の未申請物件については、引き続き、工事監理者に加え、建築主等へも直接督促すること等により、検査率の更なる向上を図る。また、実際に確認処分を担当する指定確認検査機関にも建築主等への周知徹底に協力を要請する。  
督促処理については、システムを活用した検査予定日や完了予定日からの対象物件自動抽出等により、効率化を図る。  
なお、審査機関と検査機関が異なるなど複数の機関に係る物件の把握や督促方法については、関係者間で協議検討する。
- 2 建築物の規模や用途に応じた検査申請書第四面の記載方法や現場検査方法等について、効果的、かつ、工事監理者にとって負担の少ない検査マニュアルを策定する。また、完了検査時には工事監理の状況説明を求めため工事監理者の立ち会いを原則とする。
- 3 他部局の許認可や届出、補助制度等において、検査済証の提示を要件とするような制度改正の働きかけを行う。

また、児童福祉施設等の開設にあたっては、その施設を所管する部局に対して、その諸手続と併せて、確認申請や用途変更等の法手続が必要な場合があることの周知・啓発を依頼する。

- 4 完了検査未受検で使用されている特殊建築物等を確知した場合には、建築主等に対し、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告の提出を求め、必要に応じ、立入検査を実施する。
- 5 本県では、平成 14 年度から特定工程として、在来軸組工法の木造住宅を指定しており、指定期間が満了となる平成 19 年、24 年、29 年に指定の更新について検討し、その必要性を確認のうえ、現在も指定を継続している。次期指定更新の際には、特殊建築物の指定の必要性などについても、検討することとする。



## ○主旨等

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。このため、国の工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行う。

## ○目標

- ・工事監理者選定割合の向上

## ○施策

## 【県が実施する事項】

- 1 建築確認申請の際に、申請書の工事監理者欄の記載について指導を徹底するとともに、未定の場合には、建築基準法施行細則第5条第1項の規定に基づく工事監理者選定（変更）報告書を提出するよう指導する。
- 2 適切な工事監理は、法令適合性や建築物の資産価値を担保するための有効な方策となることから、建築確認手続時に、建築主に対して工事監理制度の重要性についての啓発文書を配布し、工事監理者の選任を促す。また、契約書の様式や必要事項等についても、ホームページへの掲載等により周知を図る。
- 3 建築士法第24条の7の規定による重要事項説明、第24条の8の規定による設計又は工事監理受託契約に係る書面交付義務及び第20条第3項の規定による工事監理報告書の提出は、すべて法律に義務付けられていることから、その重要性をホームページに掲載するとともに、（一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会と連携し、パンフレットの配布や講習会の開催を行う。  
また、毎年実施している建築士事務所の立入指導実施時には、工事監理制度の重要性について十分説明し、周知を図る。
- 4 中間検査や完了検査の際に、工事監理の内容等について報告を求めるなど重点的な指導を行う。
- 5 建築士の工事監理技術の向上を図るため、建築関係団体と連携を図りつつ、国の工事監理ガイドライン等の活用についてホームページや講習会等を通して周知を行う。

## ○主旨等

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

## ○目 標

- ・ 仮使用認定制度の円滑な実施
- ・ 工事中の建築物の安全確保の徹底

## ○施 策

## 【県が実施する事項】

- 1 ホームページ等を活用し、仮使用認定制度の周知を図る。
- 2 行政連絡会議等を活用し、指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保を図る。
- 3 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合には、必要な是正指導を行う。
- 4 ホームページ等を活用し、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知を図る。

## Ⅱ－２ 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### Ⅱ－２－（１）

### 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

#### ○主旨等

確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関における適確な確認審査・検査を確保するため、指定確認検査機関に対する指導・監督を徹底する。

#### ○目 標

- ・ 指定確認検査機関の適確な業務の執行を確保

#### ○施 策

##### 【県が実施する事項】

- 1 知事指定の指定確認検査機関への立入検査を、原則として年1回実施する。また、立入指導の必要人員の確保や、担当区域ごとのきめ細かな指導を行うため、高松市と合同で行う。その際には、必要に応じ、抜き取り検査を実施し、審査状況について詳細なチェックを行う。
- 2 「指定確認検査機関立入検査要領」及び「香川県指定確認検査機関処分基準」について、国の基準等を参考に適宜見直しを行う。
- 3 処分を行う場合は、建築基準適合判定資格者の処分と連動することがあるため、速やかに国土交通省四国地方整備局へ情報提供を行う。

## ○主旨等

適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

## ○目標

- ・ 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
- ・ 定期講習等の受講の徹底

## ○施策

## 【県が実施する事項】

- 1 県内に事務所を開設している建築士事務所のうち、過去に処分を受けた建築士が所属する事務所等、一定数の建築士事務所に対し、毎年、立入指導を実施し、建築士及び建築士事務所に対する指導・監督を徹底する。その際、建築士定期講習の受講状況についても確認し、制度の周知、徹底を図る。
- 2 建築士事務所の監督処分基準や二級・木造建築士の処分基準に該当する処分事案が発生した場合には、基準に基づき厳格かつ適正な処分の実施に努める。
- 3 平成 30 年の建築士法改正について、リーフレットの配布や、ホームページへの改正概要の掲示等により、広く情報提供し、制度改正の周知を図る。
- 4 所属建築士の登録及び変更の届出については、ホームページを活用し情報提供を行うとともに、届出様式を掲示することにより、利便性を向上させる。
- 5 300 ㎡を超える建築物の設計等の委託については書面による契約が義務付けられている点を、ホームページへの掲示等により周知し、設計等の業の適正化の徹底を図る。
- 6 平成 31 年に改正された業務報酬基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号）について、ホームページへの掲示等により、周知徹底を図る。

## II - 3 違反建築物対策等の徹底

### II - 3 - (1)

### 違反建築物対策の徹底

#### ○主旨等

昨今、広域にわたる多数の建築物における施工不備等の違法行為等に関する情報に迅速かつ的確に対応することが求められている。

また、防火関係規定などの違反の疑いのある建築物（ホテル、旅館等）が引き続き存在しており、これらの建築物において火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。

こうした状況を踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

#### ○目 標

- ・違反建築物対策の徹底

#### ○施 策

##### 【県が実施する事項】

- 1 関係機関とも連携し、「違反建築物に関する県内一斉パトロール」等の機会を活用し、建築基準法及び建築士法違反等の実態把握に努める。
- 2 上記1及び、定期報告対象建築物の防災査察等により、違反が確認された建築物については、個別に是正指導を行う。
- 3 特に違反状態となる用途変更を頻繁に行う雑居ビルやグループホーム等の小規模福祉施設等については、必要に応じて「香川県雑居ビル及び旅館・ホテル等防火安全対策連絡会議」等を通じ、合同の立入指導を行い、建築物の所有者等に対し違反状態の是正指導を行う。
- 4 建築基準法第9条の命令案件となる違反建築物に関与した建設業法や宅建業法等に係る業者については、協議会を活用し情報提供を行う。
- 5 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査を実施し、処分の検討を行う。
- 6 違反建築物について適切な是正指導を実施するため、マニュアルを整備し、個別の事例について引き続きデータベース化を図る。

## ○主旨等

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。

## ○目標

- ・違法設置昇降機の安全対策の徹底

## ○施策

## 【県が実施する事項】

- 1 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携等により、違法設置昇降機の把握に努める。
- 2 情報を入手した場合は、労働基準監督署と必要な情報交換を行うとともに、直ちに立入指導等を実施し、建築基準法第12条第5項に基づく状況報告を求める。
- 3 構造に違反等のあることが確認された昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底する。また、違反等が確実に是正されるまで、継続的な是正指導を行う。

## Ⅱ－４ 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### Ⅱ－４－（１）

#### 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

##### ○主旨等

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。

また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を促進する。

平成 26 年の建築基準法改正に基づき、検査が義務付けられた防火設備と一部の小荷物専用昇降機については、引き続き検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組む。

##### ○目標

- ・ 定期報告率の向上
- ・ 防火設備検査の徹底

##### ○施策

###### 【県が実施する事項】

- 1 報告率の向上を図るため、建築物等の所有者、管理者に対し、建築確認手続等や報告時期にあわせて定期報告制度の重要性を啓発する周知文書の送付や個別訪問を実施し、制度の周知徹底に努める。
- 2 （一社）香川県建築士会、（一社）香川県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、建築士等定期報告を行う有資格者に対し、講習会等により制度の周知徹底を図る。
- 3 督促処理等の業務の自動化及び報告書や報告履歴の一元管理を行うためのデータベースについては、適宜、更新作業を行う。
- 4 用途や規模等により重点的な指導が必要と判断される建築物については、防炎査察等を活用して適宜立入指導を行う。
- 5 システムにより報告内容を踏まえた是正必要項目の自動抽出による改善指導文書の作成や改善計画・報告等の登録により、個別物件ごとの履歴管理を行う。
- 6 大規模建築物については、社会的な影響が大きく、工事完了後の継続的かつ適切な維持管理が特に必要であるため、個別訪問指導などにより、定期報告の徹底を図る。
- 7 提出された定期報告について、要是正の指摘がある場合は、是正指導文書を送付するとともに、基準に適合させた旨の改善報告があるまで適切にフォローアップする。
- 8 平成 26 年の建築基準法改正により、建築基準法施行令で指定された建築物、昇降機及び防火設備について、引き続き検査の徹底を図る。

### ○主旨等

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベスト調査台帳及びアスベストを有する建築物に係るデータベースを元に、建築物所有者に対して、建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を周知し、アスベスト改修を促すとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。

また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

### ○目標

- ・アスベスト対策の徹底
- ・シックハウス対策の徹底

### ○施策

#### 【県が実施する事項】

- 1 アスベスト調査台帳及びアスベストを有する建築物に係るデータベースを活用し、一元的に管理することにより、随時状況把握を行い、未対策の建築物について引き続き改善指導を行う。
- 2 「香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を所管する環境管理課と連携し、情報交換を行う。
- 3 市町に対して、国の補助制度を活用して、アスベストの含有調査及び除去工事に対する補助制度の創設を働き掛ける。
- 4 ホームページ等を活用し、建築物石綿含有建材調査者制度の周知を図る。



## ○主旨等

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。

その際、必要に応じて、インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組みとの連携を図る。また、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

## ○目標

- ・ 既存建築ストックの利用促進

## ○施策

## 【県が実施する事項】

- 1 既存不適格建築物に関する建築基準法改正の内容について、建築士に対する講習会等の機会を捉え、周知徹底を図る。
- 2 建築基準法及び関係法令等の改正による具体的運用にあたっては、運用要領を作成し手続を簡素化することにより、建築確認手続等の円滑化を図ってきたところであるが、引き続き必要な見直しを行う。
- 3 全体計画認定制度については、国のガイドライン等を活用して既存不適格建築物の解消に努める。
- 4 既存不適格調書を集約し、そのデータベース化を図ることも含め、既存不適格建築物の使用状況の把握が可能な体制整備について、検討を進める。
- 5 一定規模の既存不適格建築物が、著しく保安上危険又は著しく衛生上有害と認められる場合にあつては、国の「既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン」を有効活用し、適切に指導する。

## Ⅱ－５ 事故・災害時の対応

### Ⅱ－５－（１）

### 事故対応

#### ○主旨等

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることを鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行う。また、製造メーカーの工場等に対する立入検査の実施などを含め、再発防止策の指導や緊急点検の指示など事故の発生を防止するために必要な措置を行う。その他、建築物等の所有者、管理者、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起や建築関係団体等外部組織との協力体制作りに取り組む。

#### ○目標

- ・ 事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組みの実施

#### ○施策

##### 【県が実施する事項】

- 1 事故発生時の初動対応等の迅速化のため、既存建築物等のデータベース化を図る。また、データの集約を確実にするため、当該施設に関連の許認可・届出部局等と横の連携を図り、情報収集の方策を検討する。さらに、類似施設への緊急点検依頼文書の迅速な発出を行うため、システムによる文書作成の自動化を図る。
- 2 警察及び消防部局等関係機関との連携を図り、初動対応のフローや相互に提供する情報の項目、改善指導や立入調査などの手法について定めた県のマニュアルに基づき、引き続き更なる連携に努める。
- 3 事故が発生した建築物等について、台帳を新たに作成し、個別の履歴情報を積み上げていくと共に、今後の事故予防対策や事前指導、事故発生時の対応等の参考とする。

### ○主旨等

地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要である。そのため、建築関係団体等外部組織を含め関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備作りに取り組む。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行うこととする。

### ○目 標

- ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録促進及び派遣体制の確保

### ○施 策

#### 【県が実施する事項】

- 1 災害発生時の緊急連絡体制や手順について、マニュアルに基づき初動対応の迅速化を図る。
- 2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施のため、建築関係団体や全国被災建築物応急危険度判定協議会、被災宅地危険度判定協議会との連携を徹底する。
- 3 被災建築物及び被災宅地判定資格者の判定技術向上を図るため、判定士への講習会等を実施する。
- 4 判定用資機材の確保に努める。また、出先機関と連携し支援機能を分散させ、市町との協議会により全県において円滑に判定活動が実施できるよう、体制の整備及び充実を図る。

## Ⅱ－6 消費者への対応

### ○主旨等

消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

### ○目標

- ・安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底

### ○施策

#### 【県が実施する事項】

- 1 消費者に対し、建築基準法の各手続や適切な設計・工事監理の重要性、適正な契約締結等の必要性や契約に関するトラブル防止等について、ホームページやパンフレットを活用し、周知啓発に努める。
- 2 消費生活センター等に寄せられる建築基準法関連トラブルや建築行政に関する意見等に常に注意し、必要な情報提供に努める。
- 3 建築物や住宅に関する耐震診断・改修、バリアフリー化、省エネルギー対策、住宅の性能評価、建築設計・監理や建築工事に関する紛争、シックハウス問題等、消費者の様々な要望に対し、行政及び建築関係団体で役割を分担しながら相談窓口の充実を図る。  
また、特定行政庁は、建築士法第 27 条の 2 第 3 項第 2 号の規定に基づき（一社）香川県建築士事務所協会が行う建築士事務所に対する苦情の解決業務を円滑に実施するため、必要な情報を提供しその活動を支援する。
- 4 建築基準法第 93 条の 2 の規定に基づく「香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程」については、平成 19 年 6 月に見直しを行い、建築物の確認検査等の処分履歴、設計者、工事監理者等の情報開示についての体制を整えたところであり、引き続き、閲覧書類のデータベース化を含め、消費者にとってより利便性の高い情報開示及び閲覧方法の検討を行う。
- 5 違反や処分情報の開示、指定道路等の情報整備など、建築基準法令遵守を促進するための情報提供について総合的に検討する。

## Ⅱ－７ 執行業務体制の整備

### Ⅱ－７－（１）

### 内部組織の執行体制

#### ○主旨等

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。特に建築主事や確認検査員の育成や能力向上に寄与する業務体制の検討が必要である。

あわせて、平成 30 年建築士法改正において、建築士試験の受験資格が改められたことにより、建築士資格に係る実務経験がなくても、建築行政又は確認検査業務等に係る実務経験があれば、建築基準適合判定資格者検定の受験が可能になったことを踏まえ、建築主事や確認検査員となりうる若手人材の育成、確保のための取組みを行う。

また、平成 26 年の建築基準法改正において、比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算（ルート 2）について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外としたところである（平成 27 年 6 月 1 日施行）。これを踏まえ、審査担当者の人材育成、確保のための取組みを行う。

#### ○目 標

- ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修
- ・ 建築行政に必要な執行体制の構築

#### ○施 策

##### 【県が実施する事項】

- 1 本計画に掲げた施策の適確な執行や目標の達成のため、柔軟な業務配分や人員配置等が行える業務執行体制の整備を図る。
- 2 特に、長期的視点に立った建築基準適合判定資格者の確保については、組織をあげて人材育成に取り組む。
- 3 審査技術の向上に関しては、県内特定行政庁・指定確認検査機関との意見交換や一級建築士又は建築基準適合判定資格者の直近の合格者を講師とした勉強会を実施する。
- 4 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保に向け、講習会への参加等や勉強会を実施する。

## ○主旨等

建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備が必要である。特に、平成 30 年建築基準法改正により、法第 6 条第 1 項第 1 号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>超 200 m<sup>2</sup>以下のものに用途変更する際の確認申請が不要となったこと等に伴い、関係部局との連絡体制の整備、情報共有の推進等の連携を実施する。

- ① 警察、消防、福祉等の関係機関
- ② 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
- ③ 一般社団法人 香川県建築士会
- ④ 一般社団法人 香川県建築士事務所協会
- ⑤ 一般社団法人 香川県建設業協会
- ⑥ 日本建築行政会議
- ⑦ 耐震判定委員会

## ○施策

## 【県が実施する事項】

- ・ 日本建築行政会議から収集した情報の提供
- ・ 必要に応じて香川県雑居ビル及び旅館・ホテル等防火安全対策連絡会議等の活用も検討する。

### ○主旨等

適確な建築行政の推進のためには、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

このため、県では、関係機関とも連携を図り、データベースの整備・活用により、適宜実態把握や分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うこととする。

### ○目 標

- ・ システムの整備・充実

### ○施 策

#### 【県が実施する事項】

- 1 本県では、建築行政に関する既存の個別台帳等の情報を一元管理し様々な施策に活用するため、システムを構築している。本システムには、確認申請・検査、許可・認定、道路情報、定期報告、事故情報、関連法規（バリアフリー法・耐震改修促進法・建築物省エネ法・福祉のまちづくり条例等）などのデータを登録しており、相互に情報を連携させ検索機能を強化することで、事故発生時の初動対応の迅速化や事務の省力化を図っている。引き続き、登録データの充実とシステムの利活用の方法について検討を行う。
- 2 確認検査については、現在、知事指定確認検査機関とデータを連携させることで、相互の情報共有や事務処理の省力化を図っており、引き続き、連携の範囲や方法などについて検討していく。

県は、マネジメント計画の策定、改正等にあたり、「香川県建築行政マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、必要に応じ、県内特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

なお、協議会の運営については、別に定めるものとする。



## 香川県建築行政マネジメント計画推進協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県建築行政マネジメント計画推進協議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は次表の行政機関及び関係団体により構成する。

行政 機関	香川県総務部営繕課	関係 団体	(一社)香川県建築士会
	香川県危機管理総局危機管理課		(一社)香川県建築士事務所協会
	香川県土木部土木監理課		(株)香川県建築住宅センター
	香川県土木部建築指導課		日本E R I (株)高松支店
	香川県土木部住宅課		
	高松市都市整備局建築指導課		

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、事務局が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は原則として公開し、その方法は第6条に定める会議録の公開とする。ただし、会議録中に、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号のいずれかに該当する部分がある場合には、その部分を公開しないことができる。

(説明又は意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の作成)

第6条 協議会の会議については、会議録を作成し次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の機関名及び職氏名
- (3) 協議の経過及び結果の概要
- (4) その他協議会において必要と認める事項

2 会議録は事務局において作成し保管する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県土木部建築指導課におく。

(補則)

第8条 この要領に定める事項のほか、協議会の運営に必要な事項は協議会において定めるものとする。

附 則

この要領は平成27年7月1日から施行する。

